

カムバック・エントリー制度運用規程

第1条（目的）

この規程は、就業規則第 条に基づき、結婚、妊娠、育児、介護、私傷病、配偶者の転勤により退職した従業員に対し、一般より優先して求人情報を提供するカムバック・エントリー制度の運用について定めるものである。

第2条（再雇用時の資格要件）

再雇用を希望する者は、再雇用の申出の時点において次に定める要件をすべて満たしていることを要する。

退職理由が結婚、妊娠、育児、介護、私傷病、配偶者の転勤のいずれかであること
退職時に 年以上在籍していた者で、退職後の離職期間が 年以内であること
退職理由となった事情が解消し、職場復帰する環境が整っていること
心身ともに健康であり、職務遂行において支障がないこと

第3条（再雇用時の手続き）

第2条の要件を見たし、再雇用を希望する者は、退職時に 部へ「カムバック・エントリー制度登録シート」を提出し、再雇用の申込みを行うものとする。なお、連絡先等が変更となる場合は、 部へ連絡しなければならない。

第4条（求人案内）

会社は再雇用希望者に対して、対象となる求人募集が発生した場合にその案内をメールで行うものとする。

第5条（求人への応募および再雇用の決定）

再雇用希望者から応募があった場合、通常の採用プロセスを経て、再雇用を決定するものとする。

第6条（再雇用者の処遇）

ブランク解消と本人・会社の相互見極めのため、原則として契約社員として雇用する。なお、本人の勤務成績、能力を考慮し正社員に登用することがある。

付 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。